

諮問庁：独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成30年2月8日（平成30年（独個）諮問第10号及び同第14号）

答申日：平成30年4月11日（平成30年度（独個）答申第1号及び同第5号）

事件名：本人に係る特定口座番号の取引履歴表等の不開示決定（不存在）に関する件
本人に係る貯金残高証明請求書の回答書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求者に係る「取引履歴表」，「貯金入出金照会請求書」の「回答書」及び「貯金残高証明請求書」の「回答書」に記録された保有個人情報（以下，併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し，平成29年10月25日付け機構第1397号及び同年11月15日付け機構第1491号により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件各審査請求の理由は，平成30年（独個）諮問第10号（以下「諮問第10号」という。）及び同第14号（以下「諮問第14号」という。）に係る各審査請求書及び各意見書によれば，おおむね以下のとおりである。なお，各添付資料については省略する。

(1) 各審査請求書

各開示請求に対して，開示すべき機構保有の個人情報である，平成19年10月22日現在，通帳紛失の郵便貯金総合口座記号番号「特定番号A-B～C」：担保定額貯金4件（平成15年1月～平成16年3月までに預入）が判明している，（口座名義人）開示請求者本人：（生年月日）特定年月日：（名義人住所）特定住所で調査をした，原本の取引

履歴表と調査結果の回答書が、委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員に隠匿、隠滅、破棄され、機構保有の個人情報（担保定額貯金4件）が隠ぺいされた虚偽の開示をしない旨の決定がされている。

よって、行政不服審査法の規定により、機構に対して審査請求をいたします。

(2) 各意見書

平成19年10月22日時点、通帳紛失の郵便貯金・総合口座記号番号「特定番号A」（担保定額貯金を含む）取引履歴表（平成10年1月22日～平成19年11月15日）と平成19年10月22日時点、通帳紛失の郵便貯金・総合口座記号番号「特定番号A-B～C」：「担保定額貯金4件（特定金額A）」（平成15年1月～平成16年3月：特定郵便局にて4件を預入）が判明している、調査結果の「回答書」、
「調査資料」のすべてが、隠匿、隠滅、破棄された虚偽の開示決定が繰り返されている。

別紙① 「貯金入出金照会請求書13件」及び「貯金残高証明請求書19件」の調査結果の「回答書」、
「調査資料」には、機構保有の、担保定額貯金4件記号番号「特定番号A-B～C」が判明していると記載されている。

別紙② 「2 不開示とした部分とその理由」の、（1）調査依頼書、（2）捜査関係事項照会書、（3）回答書の写し（貯金入出金照会請求書13件）、（貯金残高証明請求書19件）のすべては、個人情報の保護に関する法律2条で定義されている機構が保有している個人情報であることが記載されている。

別紙③ 平成19年10月22日時点、通帳紛失の郵便貯金・総合口座記号番号「特定番号A-B～C」担保定額貯金4件の預入に関する調査請求書の調査結果資料に「別名の払戻しの写し」があるために、「保有個人データ開示請求書」により送付されると記載されている。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、諮問第10号及び同第14号に係る各理由説明書によれば、おおむね以下のとおりである。

1 各審査請求の概要

各審査請求書によれば、開示すべき機構保有の個人情報である記号番号「特定番号A-B～C」担保定額郵便貯金4件に係る預入の証拠が判明している「取引履歴表」及び各「回答書」が開示されていないとしている。

2 各審査請求の検討

(1) 審査請求人は、平成29年8月28日付け及び同年9月25日付けの各「保有個人情報開示請求書」により、記号番号「特定番号A」（担保定額定期貯金を含む）の「取引履歴表」、各同請求書別紙に記載された

「貯金入出金照会請求書」及び「貯金残高証明請求書」の各「回答書」の開示を請求した。機構はゆうちょ銀行に対し、当該機構保有個人情報の提出を文書により依頼したが、該当の「取引履歴表」については存在しておらず、該当の「貯金入出金照会請求書」の「回答書」については、すべてゆうちょ銀行が承継した通常貯金の記号番号に関するものであって、機構が承継した郵便貯金の記号番号ではなく、該当の「貯金残高証明請求書」の「回答書」については作成されておらず存在していなかった。したがって、機構は開示請求のあった「取引履歴表」及び各「回答書」を保有していない。

- (2) なお、審査請求人は平成29年11月15日付け及び同月19日付けの各「審査請求書」により、「記号番号「特定番号A-B-C」の担保定額郵便貯金4件の預入の証拠が判明している「取引履歴表」，「貯金入出金照会請求書」の「回答書」及び「貯金残高証明請求書」の「回答書」が開示されていない」旨を主張しているが、当該郵便貯金については、平成20年7月3日付け「保有個人情報開示請求書」により、審査請求人から当該郵便貯金に関する機構保有個人情報の開示請求がなされて以降、「保有個人情報開示請求書」による同様の開示請求が多数行われ、これらに対応すべく機構からゆうちょ銀行に対し本件を含めた開示請求に係る機構保有個人情報について、その提出を文書により依頼してきたところであるが、いずれの依頼に係る調査においても当該郵便貯金が存在した証拠は発見されなかった。

上記平成20年7月3日付け開示請求に対する機構の不開示決定について、機構が審査請求人から異議申立てを受け貴審査会に諮問した際には、「本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認するのが相当である。」旨の答申（平成21年度（独個）答申第24号）がなされており、審査請求人によるその後の異議申立て及び審査請求に係る各答申においても、機構の決定は同様に是認されている。

さらに、審査請求人とゆうちょ銀行職員を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号A 損害賠償請求事件」、審査請求人とゆうちょ銀行を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号B 損害賠償請求事件」及び審査請求人と機構を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号C 損害賠償請求事件」のいずれの訴訟についても、「本件全証拠によっても、前提となる本件担保定額郵便貯金（記号番号「特定番号A-B-C」）の存在すら認めるに足りない」、「文書の偽造・隠蔽や改ざん行為があったことを推認することはできない」旨の判決が行われ、確定している。

したがって、記号番号「特定番号A-B-C」の担保定額郵便貯金4件が存在したことを前提とした証拠が存在しないことは明らかである。

(3) 以上により、本件各審査請求に係る原処分に誤りはないものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月8日 諮問の受理（諮問第10号及び同第14号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年3月5日 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上）
- ④ 同年4月9日 諮問第10号及び同第14号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

(1) 審査請求人の主張の要旨

各審査請求書及び各意見書によれば、審査請求人は、審査請求人の担保定期郵便貯金の預入の証拠が判明している「取引履歴表」、「貯金残高証明請求書」の「回答書」及び「貯金入出金照会請求書」の「回答書」につき、委託会社ゆうちょ銀行の貯金事務センターの職員により隠匿、隠滅、破棄され、虚偽の開示決定が繰り返されているなどとして、本来開示対象として特定され開示されるべき保有個人情報の開示を求めると解される。

(2) 諮問庁の主張の要旨

諮問庁は、審査請求人の主張する担保定期郵便貯金の預入の事実はなく、処分庁による保有個人情報の特定に問題はなく、本件各開示請求に対する原処分に誤りはない旨説明する。

(3) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報の特定やその正誤について、審査請求人は、上記(2)の諮問庁の説明を覆すに足る具体的な根拠を示しているとはいえない。また、機構による本件対象保有個人情報の探索や特定の方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分に当たっての探索や特定の方法については、従来（審査請求人の過去の開示請求とこれに対する不開示決定並びに審査請求人の審査請求等を受けてなされた諮問及び答申については、上記第3の2のとおり。）から一貫して同様のものであるところ、その方法に問題はなく、その他、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから、機構において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。なお、審査請求人の主張する隠匿、隠滅等の存否については、特定地方裁判所において、当該主張の前提となる担保定額定期郵便貯金の存在すら認めるに足りないとの判決が確定している。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史